

基金解散にかかる対応について

1 解散認可申請等について

基金記録と国記録の事前整理及び解散にかかる事業主様及び加入員様の3分の2以上の同意書等、基金解散認可申請にかかる準備が整ったことから、代議員会の議決を経て同意書及び納付額特例の認定申請書等添付により国へ基金解散の認可申請を行うこととする。

- ・解散認可申請予定月：平成28年11月
- ・認可予定月：平成29年3月（通常解散となった場合は平成29年1月）
- ・基金解散にかかる同意書集計結果等：別紙1のとおり

2 清算人の選任について

現行基金の理事が清算人に、代表には理事長が就任するものとする。

清算業務について審議すべき事項については、清算人会の決定によることとする。

清算人会の運営については、現行の基金規程等を準用するものとする。

3 解散に伴う規約変更について

特例解散による規約変更

4 運用資産のキャッシュ化について

解散認可日以降、国への積立金の早期返還（遡及給付支払用の資金等除く）に備え運用資産を解約しキャッシュ化を実施するものとする。

5 清算終了までの予算について

現行基金業務経理の基本金（繰越剰余金）により賄うものとする。

6 解散認可申請に伴う最低責任準備金の算定方法について

基金にとって最も有利な方法により算定するものとする。

代行不足金が発生した場合は、納付額特例制度を活用して算定するものとする。

(参考) 平成28年3月31日基準・最低責任準備金の概算結果(28.10.25 総幹事銀行算出)

- ・最低責任準備金 ・みなし7号方式：309.5億円（通常解散の場合）
- ・減額最低責任準備金・みなし7号方式：254.9億円（特例解散の場合）

7 滞納事業所の現状報告等について

法令等に基づき適正かつ迅速な滞納整理を進め、滞納事業所の解消に努めることとする。

8 解散の公告について

法令等に基づき官報による公告等を行うこととする。

9 受託機関との業務委託契約等の解約について

基金解散認可日以降については、基金と受託機関との業務委託契約等は解約（清算業務にかかるものは除く）することとする。

■今後の予定

1. 解散認可（特例解散の場合は平成29年3月）
2. 国への記録返還（解散認可後2週間以内に返上記録データの作成・返還）
3. 記録本突合
4. 記録再突合
未払給付分の供託所（法務局）への供託（政府負担金清算までに住所不明者・受取拒否者等の整理）
5. 政府負担金清算
未請求分の請求・離婚分割移換金の確定・納付（財産目録作成までに実施）
6. 行政等への各種資料引継ぎ準備
7. 財産目録等承認申請
解散認可後、最終的な記録整備が終了すると最低責任準備金が確定する。この最低責任準備金の確定により、解散日現在の基金の資産を確定させるのが財産目録等承認申請の目的です。
8. 分配指図準備・分配（分配がある場合）
分配・移換先の確定（財産目録承認前まで）、最低責任準備金の納付（財産目録承認後・解散認可承認後一部事前納付可）、分配・移換スケジュールの確定・振込データ作成・分配・移換の実施（最低責任準備金の納付後）
9. 決算報告書の承認申請
10. 清算終了（公告、行政等への各種資料引継ぎ等）

※解散認可から財産目録等承認まで概ね2年から2年半程度の期間を要するものと見込まれます。